

奨学寄附金助成に関する F A Q

1. 支援対象について

Q：研究期間が複数年におよびますが、複数年分の寄附を申請できますか。

A：年度ごとに申請をお願いいたします。

2. 申請期間について

Q：申請はいつまでですか。

A：申請は6月30日までに、メールにて Excel ファイルを添付し申請してください。

3. 申請について

Q：同じ教室・診療科等から複数件申請できますか。

A：教室・診療科等の1つ下の階層（研究グループ、研究室、研究分野等）まででしたら申請可能です。その場合、交付申請書の欄には識別できるようそれぞれ階層名まで記載してください。

Q：教室の最上位役職者以外でも「申請者」になれるか。

A：1つ下の階層（研究グループ、研究室、研究分野等）の最上位役職者であれば「申請者」になれる。ただし、1名の方からの複数応募はできません。

Q：申請を考えている時期に教授選が実施されており、教授が不在ですがどうすればよいですか。

A：申請時点での教室等の最上位役職者を記載してください。

4. 交付申請書の記載について

Q：「交付申請書」の「研究の目的」欄にはどの程度の内容を書けばよいですか。

A：研究目的には研究概要として、本研究で取り組む課題、革新性(新規デバイスの使用や新しい医療へのアプローチ等)、有用性(治療法の確立や臨床化への応用等)、将来性(発展性や期待度等)、貢献性(医療の負担軽減や希少疾病・難病関連性等)を盛り込んで記載してください。さらに前年の研究を継続する場合は、前年の研究成果の要点も記載してください。

Q：「研究の目的」に全角 400 文字以内と字数制限がありますが、英語を含む場合どうなりますか。

A：英語は半角でカウントします。

Q：具体的な研究方法や研究計画やこれまでの論文・学会業績を盛り込むと全角 400 文字以内では書ききれませんが。

A：これらの記載は不要です。交付申請書にある記入例を参考にしてください。

Q：あすか製薬株式会社の製品に関連するテーマを研究テーマにしてもいいですか。

A：当財団はあすか製薬株式会社による寄附に基づき運営されていることから、奨学寄附金の制度趣旨に照らし、同社製品あるいは開発品を用いる臨床研究については寄附対象外とします。

Q：研究費用総額には財団が提示されている 100 万円、50 万円、30 万円の希望額を選んで書くのですか。

A：いいえ、研究費用総額は研究全体にかかる費用をご記入ください。

Q：研究期間が複数年におよびますが、研究費用総額は複数年分記載しますか。

①：いいえ、単年度分を記入してください。

5. 審査について

①：審査は誰が行いますか。

②：複数の外部専門家委員を含む当財団審査委員会にて中立・公正に審査を行います。

①：支援金額はどのように決定されますか。

②：当財団の審査委員会が交付申請書をもとに審査を行い、支援の可否および支援金額を決定いたします。

①：支援金額の決定基準を教えてください。

②：基準については開示しておりません。

①：結果はどのように通知されますか。

②：支援の可否および支援金額は、交付申請書に記載がある連絡先にメールにてご連絡します。

①：昨年度と同額を拠出してもらえますか。

②：単年度毎に支援の可否および支援金額を決定いたします。

6. 支援金について

①：支援金はいつ振込まれますか。

②：支援金額をご連絡した後、寄附申込を当財団が行い、貴施設の事務手続きに従って振込手続きを開始します。

7. 奨学寄附金報告書について

Q：奨学寄附金報告書には収支簿提出や領収書添付が必要ですか。

A：財団から収支簿やその領収証の提出を求めることはございません。

Q：奨学寄附金報告書はいつ提出したらいいですか。

A：翌年3月下旬に改めてメールにてご案内致しますが、翌年の5月までには報告書（当財団様式）の提出をお願いします。なお、奨学寄附金報告書（当財団様式）未提出の場合、次回以降の申請を受付けることができません。

8. 奨学寄附金の使途について

Q：奨学寄附金の使途について制限はありますか。

A：申請した研究テーマに係るものであれば、特段使途に制限はございません。

例えば、申請書記載の研究に関連する学会発表時の旅費・宿泊費・学会参加費等にあてていただいても構いません。

Q：財団にはオーバーヘッド（事務管理費等）としての使用は認めない等の規定はありますか。

A：オーバーヘッドとしての使用に関する規定は設けておりません。

9. その他

Q：財団からの寄附を対象年度内に使用しなかった場合、返金の必要はありますか。

A：対象年度を超えても使用の予定があれば、返金は不要です。

①：申請内容および申請者に関する情報の秘密は保護されますか。

②：申請にかかる情報につきましては、当財団における奨学寄附金事業運営のために使用する目的で収集するものであり、その限りで使用いたします。また、法令の定めなど正当な理由が無い限り第三者に開示・提供することはありません。

以上